

鳥取縣公報

本書ノ大キサ國定規格A5判

第 千 八 十 八 號

昭和十四年十二月 八 日

金 曜 日

條 例

◇鳥取縣條例第十五號

昭和七年七月鳥取縣條例第十二號有給縣吏員ノ旅費額及支給方法條例中左ノ通改正ス

昭和十四年十二月八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第九條ヲ左ノ通改ム

林産物検査所支所又ハ駐在所在勤産業技手補ニシテ所轄區域内ヲ巡回スルトキ又ハ林産物検査員ニシテ縣内ヲ旅行スルトキハ別表第四號表ノ旅費ヲ支給ス
別表第四號表ヲ左ノ通改ム

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

00585

別 第 四 表

一 號 表

林産物検査所支所又ハ駐在所在勤産業技手補旅費額

駐在所區域内ヲ十五日以上巡回スルトキ月額	二圓	二圓六十錢	二圓十錢	九十錢	三等實費	二十錢
	同一地ノ滞在五日以内ノ場合日額	同一地ノ滞在五日以上ノ場合日額	同一地ノ滞在五日以上ノ場合日額	同一地ノ滞在五日以上ノ場合日額	同一地ノ滞在五日以上ノ場合日額	同一地ノ滞在五日以上ノ場合日額
駐在所區域内ヲ十五日以上巡回スルトキ月額	二圓四十錢	二圓	圓	八十錢	三等實費	二十錢
	同一地ノ滞在五日以内ノ場合日額	同一地ノ滞在五日以上ノ場合日額	同一地ノ滞在五日以上ノ場合日額	同一地ノ滞在五日以上ノ場合日額	同一地ノ滞在五日以上ノ場合日額	同一地ノ滞在五日以上ノ場合日額

訓 令

鳥取縣訓令甲第二十二號

昭和十年四月鳥取縣訓令甲第六號縣費支辨旅費規則中左ノ通改正ス

昭和十四年十二月八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 總務部 部長 長
- 學務部 部長 長
- 經濟部 部長 長
- 警察部 部長 長
- 知事官房 主 長
- 各 廳 長

第十五條ヲ左ノ通改ム

林産物検査所支所在勤者所轄區域内ヲ巡回スルトキ又ハ林産物検査員囑託縣内ヲ旅行スルトキハ別表第十一號表ノ旅費ヲ支給ス

別表第十一號表ヲ左ノ通改ム

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

00586

別表 第十一號表

一 林産物検査所支所在勤者旅費額

區別	宿泊場所		鐵道及賃		車馬賃		備考
	要スル日額	宿泊セザル日額	軌道賃	賃	一里ニ付		
支所長又ハ農林技手	三圓十錢	一圓十錢	二等實費		二十五錢		
農林主事補以上ノ者	二圓八十錢	一圓	二等實費		二十五錢		
農林主事補ニシテ手	二圓八十錢	八十錢	三等實費		二十錢		
農林主事補ニシテ者	二圓四十錢	八十錢	三等實費		二十錢		
農林主事補ニシテ者	二圓四十錢	八十錢	三等實費		二十錢		
農林主事補ニシテ者	二圓四十錢	八十錢	三等實費		二十錢		
農林主事補ニシテ者	二圓四十錢	八十錢	三等實費		二十錢		
農林主事補ニシテ者	二圓四十錢	八十錢	三等實費		二十錢		
農林主事補ニシテ者	二圓四十錢	八十錢	三等實費		二十錢		
農林主事補ニシテ者	二圓四十錢	八十錢	三等實費		二十錢		

二 林産物検査員囑託旅費額

駐在所區域内ヲ	駐在所區域外ヲ		旅行スルトキ	
	宿泊ヲ要スル場合	同地ノ滞在六日以上ノ場合五日ヲ超ユル日額ニ對シ日額	宿泊ヲ要セザル場合ノ日額	鐵道賃及車馬賃
十五日以上巡回スルトキ月額	二圓四十錢	二圓	八十錢	三等實費 二十錢
同日ノ滞日ノ場合五日ヲ超ユル日額ニ對シ日額	二圓四十錢	二圓	八十錢	三等實費 二十錢
同日ノ滞日ノ場合五日ヲ超ユル日額ニ對シ日額	二圓四十錢	二圓	八十錢	三等實費 二十錢
同日ノ滞日ノ場合五日ヲ超ユル日額ニ對シ日額	二圓四十錢	二圓	八十錢	三等實費 二十錢
同日ノ滞日ノ場合五日ヲ超ユル日額ニ對シ日額	二圓四十錢	二圓	八十錢	三等實費 二十錢

告示

◆鳥取縣告示第七百五十三號
 日野郡畜産組合副長辭任ニ付選舉之結果日野郡日光村木村卷三郎選任セラレタルヲ以テ十二月六日附認可セリ

昭和十四年十二月八日

鳥取縣知事

副見

喬雄

◆鳥取縣告示第七百五十四號
 昭和十四年十二月六日左ノ者ニ對シ動力糶摺業免許証ヲ下付セリ

昭和十四年十二月八日

鳥取縣知事

副見

喬雄

免許証號

住

所

氏

名

一、二三四

岩美郡大岩村大字大谷六三九番地

田中清治

一、二三五

岩美郡福部村大字湯山一〇五番合併地
 〇六番合併地

小谷利平

一、二三六

氣高郡末恒村大字三津二二三番地

津灘直行

一、二 三七	八頭郡智頭町大字智頭一、六四八番地	白岩岸太郎
一、二 三三八	八頭郡智頭町大字大春七番屋敷	大谷八百藏
一、二 三三九	東伯郡大誠村大字原八一四番地	上田正男
一、二 四〇〇	東伯郡古布庄村大字野井倉二九六番地	門田芳正
一、二 四〇一	東伯郡下郷村大字三保三六七番地	竹中長松
一、二 四二二	東伯郡下中山村大字下甲三八番屋敷	渡邊直
<p>◇鳥取縣告示第七百五十五號 動力糶摺業免許者中左ノ通廢業届出アリタリ 昭和十四年十二月八日 鳥取縣知事 副 見 喬 雄</p>		
免許證號	住 所	氏 名
四四〇	東伯郡下中山村大字赤坂三一七番地	坂本萬吉

◇鳥取縣告示第七百五十六號
昭和十四年十一月二十一日左ノ者ニ對シ鷄卵荷造手免許證ヲ下付セリ
昭和十四年十二月八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

免許證號	住 所	氏 名
八四	岩美郡大岩村大谷	若林正美
八五	米子市觀音寺二〇〇番地	渡部政市
八六	岩美郡蒲生村大字蒲生二二〇一番地	山本達雄
八七	西伯郡渡村大字森岡七一五番地	渡邊齊
八八	西伯郡餘子村大字中野四四四番地	佐々木敏郎
八九	西伯郡中濱村大字佐斐神一二八五番地	長山英一
九〇	西伯郡渡村六八番地	松澤武雄

九一	西伯郡中濱村大字小篠津	木村武榮
九二	西伯郡渡村二二八四番地	榎野美市
九三	東伯郡日下村大字海田一五六番地	伊藤猪藏
九四	西伯郡渡村大字渡一三五一番地	植田淺太郎
九五	西伯郡中濱村大字小篠津二六二七番地	佐吉久榮
九六	米子市中町二九番地	遠藤鐵治
九七	東伯郡旭村大字久原	山根邦治
九八	西伯郡餘子村大字中野四二番屋敷	松本忠一
九九	西伯郡餘子村大字高松一四二番地 一四三番地	武良節雄
一〇〇	西伯郡中濱村大字小篠津	足立いし
一〇一	東伯郡東郷村大字小鹿谷	市橋孝親
一〇二	西伯郡淀江町五一二番地	本多榮藏
一〇三	西伯郡餘子村大字高松七番屋敷	阿部忠利
一〇四	西伯郡餘子村大字福定三七九番地	濱田萬吉

◆鳥取縣告示第七百五十七號

昭和十四年十月勅令第七百三號價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ同令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額左ノ通認可セリ

昭和十四年十二月八日

鳥取縣知事

副 見

喬 雄

一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名稱及地區
名 稱 鳥取縣醫藥品販賣價格自治統制委員會

地 區 鳥 取 縣 一 圓

二 構 成 員 タ ル 資 格
鳥取縣藥劑師會員及鳥取縣藥種商組合員

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日
額 別表ノ通リ

實 施 ノ 日 昭和十四年十二月八日

四 認可ニ附シタル制限又ハ條件

- (一) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (二) 認可ヲ受ケタル額及其ノ實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ
- (三) 實施ノ日ハ昭和十四年十二月八日トス

藥品及衛生材料小賣價格

一、藥品

品名	單位	價格	品名	單位	價格
アセトアニリド	五〇〇瓦	二二〇	安息香酸	五〇〇瓦	三七七
アラビアゴム末	五〇〇	二〇〇	安息香酸ソーダ	五〇〇	三六〇
アンモニア茴香精	同	一八五	安息香酸ソーダ	二五	三九
アルコール	五〇〇	一三〇	カフエイン	五〇〇	六八六
アスビリン	五〇〇	二七〇	カフエイン	二五	四四
アンモニア水	五〇〇	二五	アピチチオール	五〇〇	七八三
アミノピリン	五〇〇	三〇	アピチチオール	二五	五五
アミノ安息香酸エチル	五〇〇	七六〇	ウワウルシ葉	五〇〇	一五二
アミノ安息香酸エチル	二五	九二六	鹽酸ピロカルピン	一	八〇
アミノ安息香酸エチル	五〇〇	三六	エーテル	五〇〇	九五
亞鉛華軟膏	五〇〇	八七	鹽素酸カリ	五〇〇	六〇

鹽酸キニーネ	二五	二九三	カ、オ、脂	同	二〇〇
同 トロパコカイン	一	二二六	カリ石鹼	同	五五
同 チアセチルモルヒネ	五	七八一	カンフル精	同	一五
同 プロカイン	二五	一五七	含糖ベプシン	同	二三〇
同 コカイン	二五	三五四	過マンガン酸カリ	五〇〇	二八七
同 コカイン	五	七四五	甘草末	五〇〇	二二五
同 モルヒネ	五	五五三	莪述末	同	一〇九
同 エチルモルヒネ	一	一六四	甘草末	同	六七三
鹽酸	五〇〇	四一	カフエイン	五〇〇	九〇二
オレフィン油	五〇〇	一一〇	カフエイン	二五	六〇
オイヒニン	三五	三五一	カンフル	五〇〇	二五二
黄色ワセリン	五〇〇	五四	肝油	同	九〇
黄色酸化汞	同	九三	苛性カリ	五〇〇	一四〇
黄蓮末	同	五六	苛性ナトロン	二五	一〇二

稀 鹽 酸	五〇〇	三〇	クロロホルム	五〇〇	一三四
稀 ヨードチンキ	同	一九〇	ク エ ン 酸	五〇〇	三七七
吉 草 チンキ	同	二二〇	グリセロ磷酸石灰	五〇〇	四〇〇
杏 仁 水	同	六〇	クレゾール石鹼液	五〇〇	八五
吉 草 根 末	五〇〇	七〇	グアヤコール	同	八六六
キ ナ 皮	同	一七〇	ゲンチアナ根末	五〇〇	五五
同 末	同	二五五	桂 皮 末	同	二二〇
桔 梗 根 末	同	八四	健 胃 散	同	四二
キ ナ チンキ	同	一六一	胡 麻 油	同	一〇
揮 發 芥 子 油	同	一四〇	コロンボ根末	同	五
苦 味 チンキ	同	二二〇	コンヅランゴ流動エキス	同	二二〇
ク リ サ ロ ビ ン	二五	八五	コバイバルサム	五〇〇	三七一
ク レ オ ソ ー ト	五〇〇	三三七	コンヅランゴ皮	五〇〇	二九
グ リ セ リ ン	五〇〇	一四	サリチル酸フェニル	五〇〇	三九〇

サ フ ラ ン	二五	七六〇	次亞磷酸石灰	同	三六五
醋 酸 カリ 液	五〇〇	五	重 酒 石 酸 カリ	同	一六五
サリチル酸エゼリン	〇、五	二五〇	漆 酸 セ リ ウ ム	五〇〇	四〇四
サ リ チ ル 酸	五〇〇	二二六	昇 汞	五〇〇	五六七
サルチル酸ソーダ	二五	二六五	純 ア ル コ ー ル	五〇〇	二〇九
サ ン ト ニ ン	二五	七五	硝 酸 ス ト リ キ ニ ー ネ	二五	三五六
食 鹽	五〇〇	三三	硝 酸	同	一三三
次 硝 酸 蒼 鉛	同	七五〇	消 毒 用 昇 汞	五〇〇	三四五
次サリチル酸蒼鉛	五〇〇	八五〇	水 銀 軟 膏	同	三五〇
酒 石 酸	五〇〇	二七〇	ス ル ホ ナ ー ル	二五	一四五
重 炭 酸 ソ ー ダ	同	三〇	水 銀 (局 方)	五〇〇	五六九
人 工 カ ル 、 ス 鹽	同	三三	石 炭 酸 水	同	三〇
硝 酸 カ リ	同	五	セ ン ナ 葉	同	八〇
蒸 溜 水	同	三〇	赤 色 酸 化 汞	同	八八

赤色硫化汞	同	七四	炭酸クレオソート	五〇〇	九〇二
セネガシロップ	同	四一	炭酸グアヤコール	五〇〇	八五
生薑末	同	七四	炭酸グアヤコール	五〇〇	八五
小兒散	同	一〇八	タルニン	五〇〇	五四
セシナ葉末	同	九	タルコ	五〇〇	八
醫藥用石炭酸	同	一四	大糖	同	二七七
防疫用石炭酸	同	一四〇	軟單膏	同	一九九
液状石炭酸	同	一四〇	炭酸マグネシア	同	五
生石灰	同	三	タンニン酸フエナゾリン	同	三九
大風子油	同	三八〇	沈降炭酸石灰	五〇〇	三
脱水ラノリン	同	一六〇	チモール	同	九六〇
タールバスタ	同	八	チアスターゼ	五〇〇	一八五
タンナルビン	五〇〇	二七	沈降磷酸石灰	五〇〇	七〇
	二五		チウレチン	五〇〇	七八
				二五	四九

橙子	五〇〇	二七	當藥末	同	一五三
チキタリ	二五	二七	ドーフル	五〇〇	九〇二
沈降硫黄	五〇〇	七	吐酒石	五〇〇	三七七
グアヤコール	五〇〇	八七六	吐酒石	五〇〇	一〇五
酸カリ	二五	四	乳酸石	五〇〇	三〇
チキタリスチン	五〇〇	二二	乳酸糖袋入	五〇〇	一五二
デルマトール	同	七〇	乳酸鐵	同	七三
澱粉	同	二五	乳酸	同	二五
テレピン油	同	一〇〇	麥角	五〇〇	八三〇
吐根	五〇〇	一〇八	麥角エキ	二五	三〇〇
橙皮チンキ	五〇〇	一五	白檀油	五〇〇	四〇〇
同シロップ	同	五	白檀油	五〇〇	二四〇
豚脂	同	九	バンクレアチン	五〇〇	一七九六
唐大黃	同	三〇〇	白糖末	五〇〇	一〇六
橙皮末袋	同	六七	半夏末	同	六六二
					四三
					二七

蜂	蜜	同	五	抱水クロロール	同	三五〇
ヒマシ	油	同	七	硼酸(紙函入)	同	四九
フエナセチン			二五	硼酸末(紙函入)	同	四九
プロムナトリウム		同	一七〇	鱗片状硼酸	同	七五
フエノバルビタール			二五	硼酸末袋	同	二九
プロム樟腦			五〇〇	芳香散瓶	同	三七七
			二五	ホミカチンキ	同	一三三
フエノールフタレイン			五〇〇	硼酸軟膏	同	一六
			二五	ホルマリリン	同	五
プロム水素酸スコポラミ		一	四〇〇	抱水テルピン	同	二〇二
プロテイン銀		二五	九六	マグネシニア	同	一三〇
プロムアンモン		五〇〇	二七七	ミグレニン	同	六三〇
ヘキサメチレンテトラミ		同	一八〇	メチルスルホナール	同	一七〇
ペルーバルサム		五〇〇	一〇四六	綿馬エキス	同	二八五
			二五			八一
ペタナフトール		五〇〇	四三四			

鳥取縣公報 第千八百八十八號 昭和十四年十二月八日 (第三種郵便物認可)

藥用石鹼	五〇〇瓦	一五〇	硫酸エゼリン	〇・五	三〇一
ヤラツバ根末	同	一八〇	硫化カリ	五〇〇	三五
ヨード鐵シロツブ	同	九五	硫酸亞鉛	同	五七
ヨードカリ	五〇〇	九〇〇	硫酸マグネシニア	同	一八
ヨードド	五〇〇	一〇八三	磷酸コゲイン	二五	一四九六
ヨードホルム	五〇〇	一〇八三		二五	三二七
ヨードチンキ	五〇〇	二六七	硫酸銅	五〇〇	四二
ヨードチンキ	五〇〇	二五九	硫酸	同	九六
溶性サツカリ	五〇〇	五四二	レゾルシン	五〇〇	六二四
	二五	三六	ロカイ末瓶	五〇〇	二〇八
同フエノバルビタール	二五	二五	ロートエキス	五〇〇	六八六
同バルビタール	二五	一八二	白色ワセリン	五〇〇	七七
硫酸アトロピン	五	三五〇	氷醋酸	同	五五
龍膽末	五〇〇	一〇	ホルマリリン石鹼液	同	六四
流動バラフィン	同	九〇	薄荷水	同	三
硫酸キニーネ	二五	二五七			

鳥取縣公報 第千八百八十八號 昭和十四年十二月八日 (第三種郵便物認可) 一七

同	アスビリン錠	末	三五丸	二五
ア	ベチン末	三五丸	一六六	四〇〇
同	錠	三五丸	一六六	四〇〇
ア	ダリン錠	二〇〇	二〇〇	二〇〇
サ	ロメチール	大中小	九五	一〇五
ミ	レバール錠	二〇〇	八五	二五
バイ	エルビラミドン錠	二〇	八	〇
ビ	オフェルミン末	一五〇	三〇	三〇
ビ	オフェルミン錠	五	三〇	六五

二 衛 生 材 料	ス	ペルゾン液	一五〇	五〇〇
	同	錠	一〇〇	五〇〇
	わ	かもと	一六〇	四〇〇
	わ	かもと	四〇〇	三〇〇
水	枕	並等	一〇〇	一〇〇
水	氷	赤色	一〇〇	一〇〇
指	サツク	赤色	〇五	〇五
コ	ンドー	ハホワイト	三〇	四〇
伴	創膏	米	八〇	二〇〇

鳥取縣公報 第千八十八號 昭和十四年十二月八日 (第三種郵便物認可)

理	想	テ	ー	プ
ビ	ッ	ク	小	大中小
オ	ブ	ラ	ー	ト
米	オ	ブ	ラ	ー
囊	型	オ	ブ	ラ
乳	豆	一	ケ	〇三
直	豆	同		〇三
母	助	上	等	〇〇
氷	囊	釣	木	製
白	金	懷	爐	丸型一ケ
同	火	口	一	ケ
藥	吞	器	一	ケ
ゴ	ム	管	虫	六

イ	ン	ビ	レ	ス
フ	マ	キ	ラ	ス
ア	ー	ス		
イ	マ	ズ		
同	同	同		
る	り	羽		
元	祿	衣		
羽	衣	兩		
萬	ぬ	れ		
ぬ	れ	つ		
納	言	め		
富	士	一		
ク	ロ	ガ		

イ	ン	ビ	レ	ス
フ	マ	キ	ラ	ス
ア	ー	ス		
イ	マ	ズ		
同	同	同		
る	り	羽		
元	祿	衣		
羽	衣	兩		
萬	ぬ	れ		
ぬ	れ	つ		
納	言	め		
富	士	一		
ク	ロ	ガ		

イ	ン	ビ	レ	ス
フ	マ	キ	ラ	ス
ア	ー	ス		
イ	マ	ズ		
同	同	同		
る	り	羽		
元	祿	衣		
羽	衣	兩		
萬	ぬ	れ		
ぬ	れ	つ		
納	言	め		
富	士	一		
ク	ロ	ガ		

イ	ン	ビ	レ	ス
フ	マ	キ	ラ	ス
ア	ー	ス		
イ	マ	ズ		
同	同	同		
る	り	羽		
元	祿	衣		
羽	衣	兩		
萬	ぬ	れ		
ぬ	れ	つ		
納	言	め		
富	士	一		
ク	ロ	ガ		

鳥取縣公報 第千八十八號 昭和十四年十二月八日 (第三種郵便物認可)

00605

◆鳥取縣告示第七百五十八號

昭和十四年十二月八日附鳥取縣告示第七百五十七號昭和十四年十月勅令第七百三號價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依ル認可ハ鳥取縣醫藥品販賣價格自治統制委員會ノ地區内ニ於ケル構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ構成員ニ非ザル者ニ付テモ之ヲ適用ス
認可ヲ爲シタル事項左ノ如シ

昭和十四年十二月八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名稱及地區

名 稱 鳥取縣醫藥品販賣價格自治統制委員會

地 區 鳥 取 縣 一 圓

二 構 成 員 タ ル 資 格

鳥取縣藥劑師會員及鳥取縣藥種商組合員

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

00606

額 別表ノ通り

實 施 ノ 日 昭和十四年十二月八日

四 認可ニ附シタル制限又ハ條件

- (一) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (二) 認可ヲ受ケタル額及其ノ實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ
- (三) 實施ノ日ハ昭和十四年十二月八日トス

藥品及衛生材料小賣價格

一、藥品

品名	單位	價格	品名	單位	價格
アセトアニリド	五〇〇瓦	二二〇	安息香酸	五〇〇瓦	三七七
アラビアゴム末	五〇〇	二二〇	安息香酸ソーダ	五〇〇	三六〇
アンモニア茴香精	同	一八五	安息香酸ソーダ	二五	三九
アルコール	五〇〇	一三五	カフエイン	五〇〇	六八六
アスピリン	五〇〇	二七〇	阿片チンキ	五〇〇	七三三
アンモニア水	五〇〇	三〇	亞鉛華	五〇〇	七一
アミノピリン	五〇〇	七六〇	イヒチオール	五〇〇	一〇九
アンチピリン	五〇〇	五三〇	ウワウルシ葉	五〇〇	一五二
アミノ安息香酸エチル	五〇〇	九二六	鹽酸ピロカルピン	一	八〇
亞鉛華軟膏	五〇	八七	エーテル	五〇〇	九五
			鹽素酸カリ	五〇〇	六〇

鹽酸キニーネ	二五	二二五	カ、リ、石、鹼、脂	同	二〇〇
同 トロパコカイン	一	二二六	カ、ン、フ、ル、精	同	一五
同 チアセチルモルヒネ	五	七八一	含糖ペプシン	同	二三〇
同 プロカイン	二五	一五七	過マンガン酸カリ	五〇〇	二八七
同 コカイン	二五	三五四	甘草末	五〇〇	二五
同 コカイン	五	七四五	莪述末	同	一九
同 モルヒネ	五	五五	甘草末	同	六三
同 エチルモルヒネ	一	一六四	カ、フ、エ、イ、ン	五〇〇	九〇
鹽酸	五〇〇	四一	カ、マ、ラ	五〇〇	三九二
オレフ油	五〇〇	一一〇	カ、ン、フ、ル	五〇〇	二五二
オイヒニン	二五	三五一	肝油	同	九〇
黄色ワセリン	五〇〇	五四	苛性ナトリオン	五〇〇	一〇一
黄色酸化汞	同	九三	苛性ナトリオン	二五	一〇四
黄蓮末	同	五六			

稀	鹽	酸	五〇〇	三〇	ク	クロロホルム	五〇〇	一四
稀	ヨードチンキ	同	同	一九〇	ク	クエーン酸	五〇〇	一四
吉	草チンキ	同	同	二〇〇	グ	グリセロ燐酸石灰	五〇〇	三九
杏	仁水	同	同	六〇	ク	クレゾール石鹼液	五〇〇	四〇
吉	草根末	五〇〇	同	七	グ	アヤコール	同	八六
キ	ナ皮	同	同	一六七	グ	ンチアナ根末	五〇〇	二〇
同	末	同	同	二五	桂	皮末	同	九二
桔	梗根末	同	同	八四	健	胃散	同	四二
キ	ナチンキ	同	同	一六一	胡	麻油	同	一〇
揮	發芥子油	同	同	一四〇	コ	ロンボ根末	同	九五
苦	味チンキ	同	同	二〇	コ	ンヅランゴ流動エキス	同	一〇
ク	リサロピン	二五	同	八五	コ	バイバルサム	五〇〇	三七一
ク	レオソート	五〇〇	同	三七七	コ	ンヅランゴ皮	五〇〇	二九
グ	リセリン	五〇〇	同	一四二	サ	リチル酸フェニル	五〇〇	三九〇

サ	フ	ラ	ン	二五	七八〇	次	亞	磷	酸	石	灰	同	三六五	
醋	酸	カ	リ	液	五〇〇	重	酒	石	酸	カ	リ	同	一六五	
サ	リ	チ	ル	酸	五〇〇	糝	酸	セ	リ	ウ	ム	五〇〇	四〇四	
サ	リ	チ	ル	酸	二五	昇						五〇〇	五六七	
サ	ル	チ	ル	酸	一〇〇	純	ア	ル	コ	ール		五〇〇	二〇九	
サ	ン	ト	ニ	ン	二五	硝	酸	ス	トリ	キ	ニ	ネ	二五	三五六
食				鹽	五〇〇	硝	酸					銀	同	一三三
次	硝	酸	蒼	鉛	同	消	毒	用	昇	汞			五〇〇	三四五
次	サ	リ	チ	ル	酸	蒼	鉛						五〇〇	三五〇
酒				石	酸	ス	ル	ホ	ナ	ール			三五	一四五
重	炭	酸	ソ	ー	ダ	水							五〇〇	五六九
人	工	カ	ル	、	ス	石	炭	酸	水				同	三〇
硝	酸	カ	リ			セ	ン	ナ	葉				同	八〇
蒸	溜	水				赤	色	酸	化	汞			同	八二八

赤色硫化汞	同	七二四	炭酸クレオソート	五〇〇	九〇二
セネガシロツプ	同	四八一	炭酸	五〇〇	八七
生薑末	同	七四	炭酸グアヤコール	五〇〇	八五四
小兒散	同	二〇八	タンニン	五〇〇	五四二
センナ葉末	同	五	トルコ	五〇〇	八二
醫藥用石炭酸	同	一四	大	同	二七七
防疫用石炭酸	同	一四〇	唐	同	一九九
液状石炭酸	同	一四〇	軟	同	一五五
生石灰	同	三三	炭酸マグネシア	同	三五
大風子油	同	三八〇	炭酸	同	三五
脱水ラノリン	同	一六〇	タンニン酸フェナゾリン	同	三五
ターナルバスタ	同	八二	沈降炭酸石灰	五〇〇	三七九
タンナルビン	五〇〇	二二七	チモール	同	三〇
			デアスターゼ	五〇〇	九六〇
			沈降燐酸石灰	五〇〇	一八五
			ヂウレチン	五〇〇	三五
					七六二
					四九

丁香	五〇〇	二七	當藥末	同	一五三
ヂキタリ	二五	七	ドーフル散	五〇〇	九〇二
沈降硫黃	五〇〇	七	吐酒石	五〇〇	三七七
グアヤコールスルホン	五〇〇	八七六	吐酸石	五〇〇	一〇五
ヂキタリスチンキ	五〇〇	一三	乳酸糖袋函入	五〇〇	一五二
デアルマトール	同	七〇	乳酸鐵	同	七三
澱粉	同	二五	乳酸	同	二五二
テレピン油	同	一三〇	麥角	五〇〇	八三〇
吐根	五〇〇	一〇八	麥角エキス	二五	三〇〇
橙皮チンキ	五〇〇	二五	白檀油	五〇〇	四〇〇
同シロツプ	同	五	バルビタール	五〇〇	二四〇
豚脂	同	九	パンクレアチン	五〇〇	一七九六
唐大黃	同	三〇〇	白糖	五〇〇	六六二
橙皮末袋	同	七	半夏末	同	二七

同	アスビリン錠末	二五瓦	二〇〇
アベチン末	二〇〇瓦	二〇〇	四〇〇
同	錠	二〇〇瓦	二〇〇
アダリン錠	二〇〇	二〇〇	二〇〇
サロメチール	大小中	二〇〇	二〇〇
ミレパール錠	二〇〇	二〇〇	二〇〇
バイエルピラミドン錠	二〇	二〇	二〇
ピオフィエルミン末	一五〇	一五〇	一五〇
ピオフィエルミン錠	一五〇	一五〇	一五〇

同	スペルゾン液	一五〇	一五〇
同	錠	一〇〇	一〇〇
わかもと	五〇〇	五〇〇	五〇〇
二衛生材料	二〇〇	二〇〇	二〇〇
水枕	二〇〇	二〇〇	二〇〇
氷嚢	二〇〇	二〇〇	二〇〇
指サック	二〇〇	二〇〇	二〇〇
コンドーム	二〇〇	二〇〇	二〇〇
伴創膏	二〇〇	二〇〇	二〇〇

理想テープ	大小中	二〇〇	二〇〇
ビラック	小	一〇〇	一〇〇
オブライト	八枚入	一〇〇	一〇〇
米オブライト	同	一〇〇	一〇〇
囊型オブライト	五枚入	一〇〇	一〇〇
乳豆	一ケ	一〇〇	一〇〇
直豆	同	一〇〇	一〇〇
母助上等	同	一〇〇	一〇〇
氷嚢	木製	一〇〇	一〇〇
白金懐爐	丸型一ケ	一〇〇	一〇〇
同	角型一ケ	一〇〇	一〇〇
同	一口	一〇〇	一〇〇
薬	一ケ	一〇〇	一〇〇
ゴム管	一尺	一〇〇	一〇〇
六乳虫	一尺	一〇〇	一〇〇

インビレス	小	一〇〇	一〇〇
アマキライ	中	一〇〇	一〇〇
アス	大小	一〇〇	一〇〇
イマズ	一ケ	一〇〇	一〇〇
同	同	一〇〇	一〇〇
同	同	一〇〇	一〇〇
同	同	一〇〇	一〇〇
元	大小	一〇〇	一〇〇
羽衣	大小	一〇〇	一〇〇
羽	大小	一〇〇	一〇〇
萬	小	一〇〇	一〇〇
ぬれつばめ	一ケ	一〇〇	一〇〇
納言	一ケ	一〇〇	一〇〇
富士	小一ケ	一〇〇	一〇〇
クロガミ	小一ケ	一〇〇	一〇〇

正 誤

昭和十四年十二月五日發行鳥取縣公報第千八百七十七號中左ノ通正誤ス

頁	行	誤	正
七	一	告示七百四十五號	告示第七百四十五號
五	行	青年學校手帳	青年學校手帳

彙 報

辭 令 (鳥取縣關係)

陸絛高等官六等

地 方 事 務 官 丹 羽 寒 月

鳥取師範學校教諭

鳥取縣立八頭高等女學校教諭兼

師範學校教諭ニ任ス

鳥取縣立八頭高等女學校教諭 木 島 俊 太 郎

高等官七等ヲ以テ待遇セラル

鳥取縣立鳥取第一中學校教諭 濱 田 重 雄
鳥取縣立鳥取第一中學校教諭 岩 田 德 藏

鳥取縣立鳥取第一中學校教諭

德 永

公立中學校教諭ニ任ス

鳥取縣立八頭高等女學校教諭兼

坂 田 芳 衛

鳥取縣立鳥取高等女學校教諭

古 谷 省 三

公立高等女學校教諭ニ任ス

鳥取縣西伯郡養良實科高等女學校教諭兼鳥取縣養良農學校教諭

伊 木 ミ サ ヲ

公立高等女學校教諭ニ任ス

社會教育主事 從六位 細 川 隆

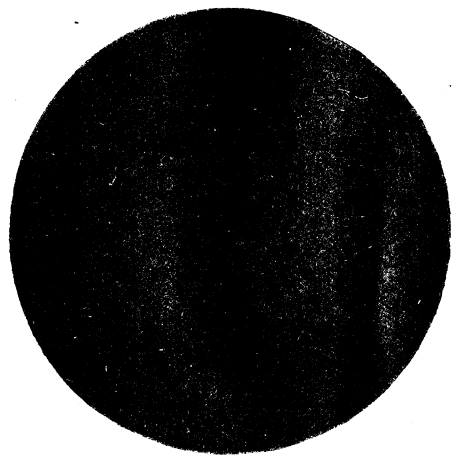
陸シテ高等官四等ヲ以テ待遇セラル

公立實業學校教諭 澤 田 政 春

陸シテ高等官六等ヲ以テ待遇セラル

(以上十二月一日付)

事變特報



彙報 第三十三號

舉國一致

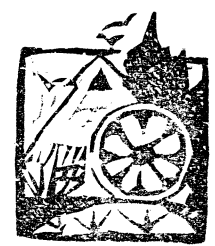
盡忠報國

堅忍持久

目 次

- 一 米穀搗精等制限令……………(時局課)四一頁
- 一 木造建物建築統制規則の公布……………(保安課)四二頁
- 一 中等學校入學者選抜方法の改正……………(學務課)四五頁
- 一 經濟統制と遵法……………(時局課)四八頁
- 一 軍人傷痕記章の引換に就て……………(社會課)五一頁
- 一 時局と家庭教育……………(學務課)五二頁
- 一 昭和十四年推計人口……………(統計課)五五頁
- 一 昭和十三年度及縣稅徵收成績……………(庶務課)六〇頁
- 一 同十四年度上半期……………(時局課)六二頁
- 一 年末賞與國債支給運動……………(社會課)六五頁
- 一 方面同情週間の實施……………(社會課)六五頁

金の死蔵をやめさせよ



米穀搗精等制限令

今回勅令第七百八十九號による「米穀搗精等制限令」及び農林省令第六十四號による「米穀搗精制限規則」が、去る十一月二十五日の官報を以て公布せられて米穀の國民消費の制限等を行ふこととなり、昭和十四年十二月一日より施行せられることになつた。

米穀搗精等制限令は國家總動員法第八條一政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲナスコトヲ得」の條文によつて米穀の搗精若は酒類及麥酒の製造の制限をなし、又同法第九條「輸出若は輸入の制限若は禁止云々」の條文に基いて小麥其の他の

米穀以外の穀物及穀粉の輸出の制限をなすものであつて、

米穀搗精 については、業務に關し米穀の搗精を爲す者は玄米の重量に對する搗上り米の重量の割合が、農林省令の定むる割合を下らざる限度に於て米穀の搗精を爲すべきことに定められてゐて、その搗精割合は農林省令米穀搗精制限規則により九割四分と定められてゐる。

制限外の搗精

をなさうとするものに對しては、酒類又は麥酒の製造の用に供する爲、藥劑の製造の用に供する爲及び試験の用に供する爲米穀の搗精を爲すとき、其の他農林大臣の別に定むる事由あるときに限り、地方長官はこれに對して許可を與へるものであつて、この許可を受けやうとするものは

- 一 搗精せんとする米穀の數量
- 二 玄米の重量に對する搗上り米の重量の割

合

三 搗精したる米穀の用途其の他許可を受けんとする事由

四 搗精の時期及場所

を記載した申請書を、搗精設備の所在地を管轄する地方長官に提出するものであつて、地方長官は必要に應じて前記の外の書類の提出を命ずることがある。

酒類又は麥酒の製造

に對しては其の製造石數に關し、大藏省令の定むる限度を超えて製造するを得ないのであつてこれに關する施行期日は別に定められることになつてゐる。

小麥其の他の米穀以外の

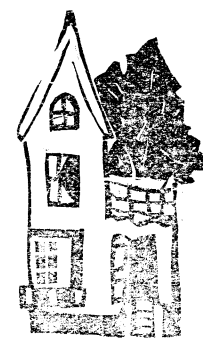
穀物及穀粉の輸出制限

については、農林大臣必要ありと認むるとき、これを制限するものである。

報告及検査

大藏大臣、農林大臣、地方長官、稅務監督局長又は稅務署長は、必要ありと認むるときは國

家總動員法第三十一條の規定に依り、必要な報告を徴し、又は當該官吏をして事務所、營業所、倉庫其の他の場所に臨檢し、業務の狀況若しは帳簿書類其の他の物件を検査せしめ得ることとなつてゐる。この臨檢検査をなさしめる場合に於ては其の身分を示す證票を携帶せしめるものである。



木造建物建築統制

規則の公布

資材の統制竝に輸入資材の確保を圓滑ならしむる爲、事變下に於ける不急不要の建物の建築を抑制し、因つて得たる資材を現下に於て緊急

を要する工場勞務者住宅の建設資材に供給するの外、國策による滿洲、北支方面の大陸建築資材として振向けけることは、新東亞建設に邁進しつつある我が國としては最も緊要事なるを以て政府は去る十一月八日商工省令第六十七號を以て昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條の規定により、木造建物建築統制規則を公布し十一月十三日より之が實施を見てゐるのである。それによると木造建物にして次に掲ぐるものを新築又は増築(改築及構造の變更を含む)せんとする場合は、東京府に在りては警視總監、その他に在りては地方長官の許可若しは地方長官に届出を要することとなつたのである。

(一) 木造建物の新築

一 農業(養蠶業を含む)林業、畜産業又は漁業を営む者の業務及居住の用に併せ供する建物にして總床面積百六十平方米(四八、四坪)を超ゆるもの。

二 前號に掲ぐる用に供せざる建物にして總床

面積百平方米(三〇、二五坪)を超ゆるもの前掲のものは商工大臣の指定する建物については之を適用せられないこととなつてゐるが、建物の總床面積百平方米を超ゆる場合に在つては、その建築主は工事着手前に、(イ)建物の位置、(ロ)建物の用途、(ハ)新築せんとする事由、(ニ)建物の棟數各棟の用途及階數竝に各棟別各階の床面積及總床面積を記載せる許可申請書を地方長官に提出することとなつてゐる。

(二) 木造建物の増築(改築又は構造の變更を含む)

一 農業(養蠶業を含む)林業、畜産業又は漁業を営む者の業務及居住の用に併せ供する建物を増改築又は構造の變更により床面積を増加せんとする者又は増築により總床面積百六十平方米を超ゆるもの。

二 前號に掲ぐる用に供せざる建物にして増改築又は構造の變更により床面積を増加せん

とする者又は増築により總床面積百平方メートルを超ゆるもの。

前掲のものについてはその建築主は工事着手前にイ、建物の位置、建物の用途(増築又は改築後建物の用途を變更せんとする場合に在りてはその用途)ハ、増築又は改築せんとする事由ニ、現存建物の棟數及各棟別總床面積ホ、増築又は改築せんとする部分の各棟別各階の床面積及總床面積竝に各棟別用途を記載したる届書を地方長官に提出することとなつてゐる。

附屬建物は之を主たる建物の一部に見做されてゐる。又總床面積とは長屋に在りては各戸につき算定したるもの、謂ひである。本縣に於ては前述の木造建物建築統制規則により、去る十一月十七日その施行細則を縣令第四十六號を以て發布せられたがその要領は次の如くである。

一 申請及届出

1 木造建物の新築並に増改築の許可申請書及届出はその建築並に増改築地所轄警察署を経由すること。

2 前記の申請又は届出をなす者が未成年者若し禁治産者なるときは、その法定代理人、準禁治産者なるときは、その保佐人妻なるときはその夫の連署を要する。

3 申請又は届出をなす者法人なるときは、その名稱、事務所々在り地及代表者の氏名の記載を要す。

4 建築主が建築地警察署管内に居住せざる場合は、その地に居住せる建築工事管理人を定め連署を要す。

5 前項の建築工事管理者を變更したる場合は建築主は連署の上五日以内に届出を要す。

二 手 續

1 申請書並に届書は所定の様式により各三通を要す。

2 建築につき米松、耐火木材、釘、棒、鋼補

強用鐵物、薄鋼板、メタルラス、ワイヤ、ラス、鋼製戸、スチールサツシュ、鐵製換氣筒、石綿スレート又はセメントを使用し又は電氣、瓦斯若し水の供給を受ける設備をなさんとするときは、その旨申請書に記載すること。

3 申請又は届出にしてその建築に關し臨時資金調整法その他の法令により當該官廳の許可又は認可を受けたる者は之を證する書類の添付を要す。

4 市街地建築物法令により知事の許可又は認可を受くべき建物にして、この規則により建築の許可を受くるものは、その法令による事項を具し併せ申請することが出来る。

5 この規則により許可を受け又は届出たる建物の建築につき、市街地建築物法によりその工事の竣工又は廢罷の届出をなす場合に於ては同一届書を以て、この規則の工事竣工又は廢罷の届出をなしたるも

のと看做される。

三 工 事 取 締

1 建築工事中は工事場に所定様式による標札(市街地建築物法施行細則第二十條による標札に併記)を掲げ且建築の許可又は調査済の證印ある副本を備へ當該官吏の要求ありたるときは之を提示せねばならぬ。

2 當該官吏が建物又は建築工事につき臨検して、検査に必要な準備を命ぜられたる場合は建築主、工事請負人、建築工事管理者又は建物の所有者若し専有者は之を拒むことが出来ないこととなつてゐる。



中等學校入學者 選抜方法の改正

選抜方法の根本方針

今回改正の選抜方法の要點は學科試験を全廢して之に代へるに小學校長の報告、中等學校に於ける人物考査及び身體検査の三者を綜合して判定するといふ點にあるのであるが、この點については以前昭和二年の改正ではこの三つの内小學校の内申に重きを置いたのであり、昭和四年十一月には種々の事情から之を改めて逆に人物考査と身體検査に重きを置いたのであつたが今回は從來の實踐に徴して之を右の三者を綜合して判定することとなつたのである。

理想的には人物考査、身體検査よりも六年間手摺にかけて育てて來た小學校長の責任ある報告を最も重視する事の適當なことはいふまでもないのであるが、もし餘り之を重く評價すると小學校に於ける席次争ひを深刻化し、初年級から無理な學習を強化する慮れがあり、又その間情實を誘發せしめるといふわけで、三者何れに偏して選抜の重點を置くわけにも行かないので三者綜合判定となつたのである。

小學校長の報告

小學校長の報告は身体學業及性行等人物全体を察知し得べき事項を詳細に亘りて記入し、中等學校側の判定に資するものであつて、報告書を作成する小學校側もこれを審査する中等學校側も、共に校長を中心とする委員會のやうなものをして一人の專斷に陥らぬやう公正を期することになつてゐる。

なほ中等學校側に於ける報告書の審査にあつては、各志願兒童について嚴密にこれを行ひ一律に小學校の等差をつけるやうな取扱ひを避けることになつてゐる。準備教育等に努めた結果上級學校入學の好成绩を得たといふやうなことを以て優良學校とは見なし得ないのであるし且つ現實の問題として小學校間に於て教育上多少等差のあることは認められないわけではないが、今回の改正によつて將來に於てこれ等の等差を漸次消滅させ、小學校を選抜する競争の起らないやうにしようといふわけである。

人物考査

人物考査は口問口答を行ひ、兒童の日常生活で經驗する普遍的事項につき、徳性に基づく判断(その過程に於ける情操の深度、推理の適否につき考慮する)を考査するのであるが、嘗て常識考査を行つた結果、諸學科目に亘る知識を前提とするところから常識に對する準備教育の弊に陥つた事實があるに鑑み、今回は之を改めて兒童が日常生活に於て一般に經驗する普遍的な事項について質問應答をなし、その判断力を見ようと云ふのである。兒童の徳性に基く判断力を見るのであるから、自ら小學校や家庭では平素から兒童の人物や徳行の涵養に留意することが必要になり、却つて良い結果を齎すことになるであらうと期待せられてゐる。

なほ人物考査は單に口問口答だけでなく、豫め小學校長よりの個人調査書によつて調査し、身體検査中に於ても兒童の態度性格等を注意し特に運動能力の検査の折等兒童の人物全体の表現を観察して參考とすることになつてゐる。

身體検査

身體検査は(一)疾病及異狀 (二)發育及營養 (三)運動能力について検査し、特に疾病及異狀の検査に重きを置くことになつて居る。

身體に重きを置くことになると、世間では、別に病氣といふ程ではないが一般的に弱いといふものや或は又吃りとか、齶齒があるとか、跛であるとかいふのは非常に不利になるやうに心配される人もあらうが、大体から見ても中等學校の學習全体に妨げとなるか否かによつて決定するのであつて、一部の故障等は懸念する必要はない。

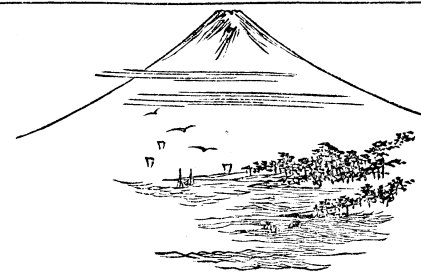
むすび

今回の改正に伴ふ通牒には特に「運用の適正を確保するため學校教職員の指導監督上その責任を明にすることが強調せられ、その監督の機能を徹底し、教職員たるものは情實に囚はれることなく公正その職に當り師道を振作することとなつてゐる。一面父兄母姉もよくこの改正の趣旨を理解し、當局に協力して國家の當面し

00639

00629

つゝある教育禍除去の目的達成に盡力せられん事を切望する次第である。



經濟統制と遵法

△

遵法とは何か。元來遵法といふことは平凡過ぎる程平凡な事柄であり、當然過ぎる程當然であります爲にかへつて注目を引かず、それだけに又その本質は判つたやうで案外に判つてゐないやうであります。

世の中には、法に觸れないこと、法に背かないことを以て恰も遵法そのものであるかの如く誤解してゐる者も少くないやうであります。無理からの誤解とは思ひますが、法に觸れないとか法に背かないとかいふことで遵法の全部が盡

されるものでないことを理解して欲しいのであります。もつと積極的であり、もつと實質的であり、そして創造的、發展的活動なのであります。日本人として我々の魂の奥底から已むに已まれず沸き上つて來る叫びなのであります。透徹した國體觀に立つて 天皇の大御心を體し、「まこと」を以て 天皇に歸一し奉る「はたらき」なのであります。わが國の古語は「法」を訓じて「のり」といひます。「のり」とは詰であり、教であり、令であります。天皇が下萬民を教へ諭し給ふことを「みことのり」と申しますが、法は「みことのり」の一つであります。

現代の法令は或は、法律といひ、或は勅令といひ、或は閣令、省令といひ、その法律學的名稱にいろ／＼の差異はありますが、いづれも天皇の大權に源を發したものでありまして、一つとして「みことのり」でないものはないのであります。我々國民が法令を遵守するとは、「みことのり」に現はれた大御心を體し、臣として御命令に、弟子として御教示に、赤子として

御詰諭に従ひ奉ることに外はありません。すべての私心を去り、明き清き「まこと」を以て天皇に歸一し奉り、以て皇運を翼賛し奉る大行に外ならないのであります。

△

支那事變勃發以來既に二年有餘、今や皇國は東亞新秩序建設のために、國家總動員體制を着々と整備しつゝ、歩武堂々の大行進を開始致しました。前途には幾多の困難と幾多の障害が横はつてゐるでありませう。今後國民經濟に對する統制は益々加はることでありませう。しかしこの難局を突破することは現代に生を受けた我等の使命であります。それは自由經濟の視野に在つては容易ならぬ犠牲であるかも知れませんが然しそれは輝かしい希望への捨石に外ならないのであります。天皇を中心として一絲亂れざる統制の下に、堂々隊伍を編成して八紘一宇の大理想の實現に邁進しなければならぬのであります。之こそ時局下に要求される遵法精神の具現に外ならぬのであります。

然るに國民の一部には、この劃期的大行進から落伍した者のあることは洵に遺憾に堪へない次第であります。彼等は自己一身の利害を追及するに急であつて、法の威信を蔑視し國家の休戚を顧みる餘悠を持たなかつたので、法の蔑視は當然に報いられて刑罰の對象となつたのであります。

△

司法省刑事局の調査に依りますと今事變になつて經濟統制が強化されて以來、檢事局で取調を受けた者は本年八月末現在に於て總人員二萬七千七百七十一人、件數にして一萬七千五百五件の多數に上つてゐるのであります。

昭和十三年六月二十九日綿製品の製造、加工販賣が全面的に制限されてから經濟犯罪は急激に増加し、同年十月の如きは檢事局へ送致された違反件數は一千五百七十三件の多きに達しました。だがそれは法令の趣旨不徹底に起因するものが多く、取締官憲も這般の事情を斟酌して比較的寛大な態度を以てこれに臨み、一意法令

の趣旨徹底に努力したのであります。
 その後法令の趣旨が徹底するにつれて経済犯罪の数は漸減して行つたのであります。本年三月頃から倍舊の勢を以てその数は増加して來まして、本年八月の如きは二千四十件の多きに達し、しかも犯罪の性質は全く面目を一新しまして複雑、巧妙、悪質となり、甚しきは再三檢舉せられる者も少くありません。又公私文書の偽造、詐欺、贈收賄等の犯罪さへ敢へてするものを出すに至つたのであります。

かゝる悪質化の原因としては、一方に於て統制強化に伴ふ物資の缺乏、需給の不調整その他の経済的事由も考へられるのであります。また他方に於て、彼等が時局を認識せず、自由経済組織下に養はれた營利第一の思想を清算し切れず、やゝもすれば取締官憲の寛大な態度に馴れ、遵法の本義を忘却して法令を蔑視したこともその主要な原因を成して居るやうに窺はれるのであります。

△

経済統制に關する法令の運用はいふまでもなく國民の理解ある協力に待つ所多大なものがあります。殊に今回國家總動員法に基づき公布された價格等統制令その他の法令の如きは、全く國民の遵法の「まこと」に全幅の信頼を置いて發動されたものであります。その適用範圍も從來その比を見ない廣汎なものであります。もし國民が遵法の「まこと」を致すに於ていさゝかでも缺くる所がありましたならば、如何に取締官憲がその勵行に努力しましたも、又如何に重い刑罰を以て違反者に臨みましたが、それは焼石に水であつて法令の所期する目的は到底達し得られるものではないのであります。

況んや刑罰の如きは已むを得ざるに出づる最後の手段であります。切に國民が、皇國現下の使命を自覺して遵法の本義をわきまへ、刑罰を用ふるの餘地なからしめるやう努力せられんことを冀望して已まない次第であります。

× × ×



軍人傷痕記章の引換に就て

軍人として公務の爲傷痕を受け又は疾病に罹りたる者を國家が優遇する爲、昭和十三年八月勅令第五百五十三號を以て軍人傷痕記章令が公布せられ、又同年八月 陸軍省令第三十三號を以て軍人傷痕記章令施行規則が發布せられてゐるが、本令に於て軍人の謂は恩給法に定する、就職中の軍人及準軍人を謂ふのである。軍人傷痕記章は甲、乙の二種に區分せられ

甲種軍人傷痕記章は戦闘又は戦闘に準すべき公務の爲

乙種軍人傷痕記章は普通公務の爲傷痕を受け又は疾病に罹りたる者

に對し、陸軍大臣又は海軍大臣が次に掲げる各號の一に該當する者に之を授與せられるのである。

- (1) 恩給法による増加恩給、傷病年金若は傷病賜金の受給權の確定したる者又は大正十二年法律第四十八號恩給法附則に謂ふ從前の規定による賑恤金若は之に相當する一時金を給せられたる者。
- (2) 前號に該當する者の外恩給法に規定する退職軍人にして陸、海軍大臣に於て、その固定したる症状恩給法施行令第二十四條の二又は第三十一條に規定する傷病の程度に達するものと認むるもの。
- (3) 公務の爲傷痕を受けたる現役軍人にして陸、海軍大臣に於てその固定したる症状恩給法施行令第二十四條又は第二十四條の二に規定する傷痕の程度に達するものと認むるもの。

前記の(1)、又は(2)、に該當する者に對しては本人の願出により之を授與せられることにな